

# 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

## 物価高騰重点支援 給付金（10万円/1世帯）のご案内

- この給付金は、令和5年度住民税が均等割のみ課税の世帯を支援する新たな給付金です。  
※非課税世帯に対する給付金（7万円）の支給を受けた世帯は対象外
- 受給するには、手続き（お知らせの確認、または申請）が必要です。

支給額	1世帯あたり <b>10万円</b> （1回限り）
支給対象	令和5年12月1日時点で白河市に住民登録があり、 <ul style="list-style-type: none"><li>・「住民税均等割のみ課税」の方のみで構成される世帯</li><li>・「住民税均等割のみ課税」と「住民税非課税」の方で構成される世帯</li></ul> <p>※ただし、以下の世帯は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①既に他市区町村で同様の給付金（10万円）を受けている世帯</li><li>②租税条約により住民税が免除されている方がいる世帯</li><li>③世帯全員が、住民税が課されている他の親族等に扶養されている世帯</li></ul>
手続き	<p><b>「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」が届きます。「申請書兼請求書」の世帯は申請が必要です。</b></p> <p>「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」は令和6年4月下旬に順次郵送予定。</p> <p><b>※令和5年度住民税が税均等割のみ課税の世帯であるが「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」が届かなかった世帯は、申請が必要です。</b></p> <p><b>【申請書兼請求書の提出期限】</b> <b>令和6年6月28日（金）（必着）</b></p>
支給時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・「支給のお知らせ」の場合は、その中で振込予定日をお知らせします。</li><li>・「申請書兼請求書」の場合は、市が申請を受理した日から、3～4週間が目安です。</li></ul>

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# ■ 給付金の支給手続き

## (1) 「支給のお知らせ」が届いた世帯（申請は不要です）

- 本給付金の支給対象世帯であり、過去の給付金を受け取った世帯で、世帯主や世帯員等に**変更のない方は、申請は不要です。**
- 本給付金の支給を希望しない方や、「支給のお知らせ」に記載の振込口座を変更される方は、届出が必要です。下記の給付金コールセンターまでご連絡ください。

## (2) 「申請書兼請求書」が届いた世帯 (初めて本市の給付金を受給する世帯、以前の給付金を受け取った際と世帯主が変わった世帯など)

## (3) 「支給のお知らせ」、「申請書兼請求書」が届かなかった世帯 (令和5年1月2日以降に転入した方や申告が必要にもかかわらず未申告の方を含む世帯など)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 「申請書兼請求書」が届いた世帯は、内容を確認のうえ、必要書類を添えて**令和6年6月28日(金) (必着) までに返信**してください。
- 「支給のお知らせ」、「申請書兼請求書」が届かなかったが、対象となると思われる方は、一度コールセンターへお問い合わせください、対象となる場合には郵送で交付します。また、「申請書兼請求書」はホームページからもダウンロードできますので**令和6年6月28日(金) (必着) までに「申請書兼請求書」に必要書類を添えて提出**してください。

※世帯の中に住民税の申告が必要にもかかわらず「未申告」の方がいないかご確認ください。

※令和5年1月1日時点の住所が、白河市以外の世帯主・世帯員がいる場合は、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する課税証明書等を添付してください。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！自宅や職場などに市、県や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや白河警察署(電話:0248-23-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ (土・日・祝日を除く)

物価高騰重点支援給付金  
コールセンター

☎0120-112192  
受付時間 平日9:00~17:00